

6. 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準を実現するため、地方公務員法は、職員に対し、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制限を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

区分	件数
研修を受ける	81件
厚生事業に参加	—
その他任命権者が認めた場合 (心身の健康づくり、人間ドック等)	351件

(3) 営利企業等従事の許可状況

許可件数	許可事例
2件	居住する地域の役員となる場合

※職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています。

7. 職員の研修の状況

(1) 研修の概要

研修体系	コース数	参加人数
児玉郡市広域総合センター研修	11コース	78人
自治人材開発センター関係	3コース	3人

8. 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る町の負担状況

区分	平成21年度決算
共済組合負担金	204,784千円

(2) 公務災害の発生状況

区分	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

9. 公平委員会の業務の状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件等の状況

(1) 勤務時間の概要

1週間の勤務時間	平成21年4月1日より 38時間45分(国:38時間45分)
1日の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分まで
休憩時間	午後0時～1時まで

(2) 休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	日数	給与
年次有給休暇	1の年につき最高20日間、前年からの繰越分を含めると最高40日間	有給
病気休暇	負傷又は疾病のために療養する必要がある場合に、医師の証明に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられる休暇	有給
特別休暇	出産、忌引、結婚の場合など特別な理由により勤務しないことが相当と認められる18種類の休暇	有給
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり、日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月以内の必要とする認められる期間	無給
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合に、1の年に20日以内	無給

(3) 年次有給休暇の取得状況

	平成20年度	平成21年度
平均取得日数	9日3時間	10日1時間40分

(4) 育児休業の取得状況

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	14人	6人	—	—
うち女性	14人	6人	—	—
うち男性	—	—	—	—

(5) 時間外勤務の状況

第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)	年間 (1人あたり)
5.80時間	4.08時間	5.36時間	6.19時間	64.2時間

5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分	免職	降任	休職		降給
			病気	起訴	
—	—	—	1人	—	—

懲戒処分	免職	停職	減給	戒告
	—	—	1人	—

年末年始のごみ収集停止等のお知らせ

◆ごみ収集日程

	12月25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1月1日	2日	3日	4日	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
可燃ごみ			賀美 長幡	七本木 上里東 神保原		賀美 長幡	← 2月3日(日)まで →					七本木 上里東 神保原
不燃ごみ				賀美			ごみ収集停止					
資源ごみ							ごみ収集停止					

◆小山川クリーンセンターへの搬入

	12月25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1月1日	2日	3日	4日
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
受入	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	○

(受入時間) 午前 8 時 40 分～正午 / 午後 1 時～ 4 時 30 分

◆リクエスト収集

12月13日(月)・20日(月)・27日(月)
※役場受付は12月24日(金)まで

◆生し尿・浄化槽汚泥の汲み取り

年末は混みますので、早めの予約をお願いします。

<予約先> (有)上里総業【☎33-6776】

- 生し尿(12月15日(水)まで)
- 浄化槽汚泥(12月10日(金)まで)

問合せ…町民環境課生活環境係【☎35-1224内線1301・1302】

余熱利用施設「湯かっこ」の 年末年始の休館日のお知らせ

<休館日> 12月30日(木)～1月1日(土)

※12月29日(水)はプールのみで営業で午後6時までとなります。

※1月2日(日)から営業を開始し、3日(月)は休まず営業します。

問合せ…余熱利用施設「湯かっこ」

【☎22-8126】

納税窓口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆12月の開庁日

- 休日(午前 8 時 30 分～正午)
12月12日(日)
- 夜間(午後 8 時まで)
12月27日(月)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

～ストップ! 滞納～

『滞納整理特別対策』実施中!

日曜日等に役場課長等と税務課等職員が滞納整理を実施しています。

税は納期限内に納めましょう!

税務署からのお知らせ

～相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について～

このたび、「遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならない」とする最高裁判所の判決があり、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることになりました。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。該当される方は、必要なお手続き(更正の請求又は確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

問合せ…本庄税務署【☎22-2111】

まだ間に合います！『^{ししゅうしっかん}歯周疾患検診』

実施期間	12月28日(火)まで
対象年齢	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳 (年齢基準日:平成23年3月31日現在で上記年齢の方)
検診場所	個別歯周疾患検診実施歯科医院(広報かみさと5月号掲載) ※保健センターにお問い合わせください。
準備	健康保険証(年齢・住所を確認するため)
費用	無料
受診方法	受診希望の方は、検診実施歯科医院に予約の上、受診してください。

歯周疾患とは、歯周組織に発生する疾患の総称で「^{ししゅうびょう}歯周病」ともいいます。
歯周病は、歯肉に炎症を起こした「^{しにくえん}歯肉炎」と、その他の歯周組織にまで炎症が起こった「^{ししゅうえん}歯周炎」の2つに大別されます。

かつては、「^{しそうのうろう}歯槽膿漏」と呼ばれており、中高年の病気と思われがちですが、厚生労働省の調査によると、すでに、5歳～14歳の3人に1人の割合で、出血や歯石沈着などの歯周病の症状がみられます。さらに、25歳以上になると8割以上の方に何らかの歯周病の症状がみられるようになり、年齢とともに増加し、症状も重くなっていくという報告も出ています。

<歯周病チェックリスト>

～次の項目に心当たりがあれば、歯周病の可能性がります～

1. 歯のはえぎわの歯ぐきに乳白色のかたまりがたくさん付いている。
2. 歯のはえぎわの歯ぐきが赤く腫れている。
3. 歯みがきをすると歯ぐきから血がでる。
4. 最近、前歯の間が空いてきたような気がする。
5. 時々、歯がしみる。ものがつまったり、かたいものが食べにくいことがある。
6. 口臭がひどく、歯ぐきからウミが出てくる。



国民年金コーナー

No.317

退職(失業)による特例免除があります

◆特例免除のメリット

①保険料を

一部納付したのと同じ

免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して2分の1となります。

②万が一の際にも

確かな保障

病気や事故で障害が残ったとき(障害年金)や、一家の働き手が亡くなったとき(遺族年金)などの免除承認期間が支給対象の期間となります。

③本人所得を除外して

審査

特例免除とは、審査の対象となる本人所得を除外して審

査を行い、保険料の納付が免除されるものです。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。

◆申請先

健康保険課医療年金係又は年金事務所

◆手続きに必要なもの

①年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの(納付書等)
②印鑑(本人が署名する場合は不要)

③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

◆問合せ：健康保険課医療年金係

【 ☎ 35-1222 内線 1221(1225) 】

熊谷年金事務所(埼玉県国民年金電話相談センター)

【 ☎ 048-525-1844 】

保健センター予定表 ☎33-2550

12月	7日(火)	骨粗しょう症検診
	10日(金)	
	13日(月)	1歳6か月児健診(平成21年5月生)
	14日(火)	3歳6か月児健診(平成19年5月生)
	15日(水)	3・4か月児健診(平成22年8月生)
	16日(木)	7・8か月児健診(平成22年4月生)
	17日(金)	2歳児歯科健診(平成20年11月生)
21日(火)	赤ちゃん相談・離乳食の話	

※赤ちゃん相談の「個別相談」は予約制です。

休日の医療機関はこちらへ

①休日急患診療所

[本庄市保健センター内 ☎23-3322]

診察科目…内科系疾患

診察時間…午前9時～ 正午

午後1時～ 4時

午後7時～ 10時

※健康保険証を持参してください。

②在宅当番医療機関

◆診察は午前中のみとなります。また当番医は変更になる場合もありますので、確認してからお出かけください。

12月 5日(日)	関口外科医院	☎33-8208
12月12日(日)	関根内科外科医院	☎77-7667
12月19日(日)	関根外科医院	☎22-3596
12月23日(木)	千田医院	☎76-0041
12月26日(日)	高橋外科整形外科	☎22-6211

③年末年始休日歯科診療

診療時間…午前10時～正午

12月30日(木)	萩原歯科医院	☎21-8110
	嶋崎歯科医院	☎34-1383
12月31日(金)	もとまち江川歯科医院	☎23-3817
	大畑歯科医院	☎72-1182
1月 1日(土)	さかぐち歯科医院	☎23-0399
	宮澤歯科クリニック	☎76-1455
1月 2日(日)	鈴木歯科クリニック	☎22-4188
	前川歯科医院	☎77-4978
1月 3日(月)	もろおか歯科	☎21-0222
	斎藤歯科医院	☎33-2310

『インフルエンザ予防接種』が始まりました！
～低所得者世帯の方は無料で受けられます～

【接種期間】平成23年3月末まで

【対象】生活保護世帯・町民税非課税世帯の方

【補助金額】上限金額は4,000円(2回目接種は3,000円)

※高齢者インフルエンザも補助対象です。

【手続き】

＜これから接種される方＞

◆埼玉県内の医療機関で接種する場合

→窓口での支払いは不要

生活保護世帯の方は「受給証」、町民税非課税世帯の方は「無料接種資格証明書」を医療機関の窓口で提示してください。

※「無料接種資格証明書」は、保健センターで無料発行します。印鑑、本人確認できるもの(運転免許証又は健康保険証)を持参してください。同居の親族以外の方が取りに来る場合は委任状が必要です。

◆埼玉県外の医療機関で接種する場合

→接種費用を窓口で支払った後、町に支払った費用を請求

＜既に自費で受けた方＞

以下のものを持参の上、保健センターへお越しください。

(持参するもの)

①インフルエンザ予防接種済証

②領収書

③印鑑

④本人名義の金融機関の銀行口座又は全銀システム対応のゆうちょ銀行口座(子どもの場合は保護者名義の口座)

⑤生活保護世帯の方は「受給証」、町民税非課税世帯の方は本人確認できるもの(運転免許証又は健康保険証)

ソーシャルクラブ(こむぎっこクラブ)に
参加しませんか？

回復途上にある精神障害者の方が集まり、グループ活動を通して仲間と交流し、生活体験を広める場です。皆さんの参加をお待ちしています。

日時…原則として毎月第3木曜日、午前10時～正午(場合により変更あり)

会場…参加者へ後日連絡

※内容により、日時・会場に変更がありますので、参加・見学される方は、事前にお問い合わせください。

対象…上里町に住所を有する方で、①精神障害者で在宅通院中の方、②主治医が必要と認めた方など

内容…スポーツ・レクリエーション・料理教室など

費用…無料(実施内容により費用負担あり)

申込・問合せ…福祉こども課社会福祉係 ☎35-1236

『埼玉県新型インフルエンザ相談センター』開設

新型インフルエンザに関する平日夜間や休日の電話相談等に対応するため設置・開設されました。

電話番号… ☎0570-06-9077

(IP電話及びPHSからは048-822-5979)

開設期間…平成23年3月31日(木)まで(予定)

相談時間…(平日)午後5時～午前0時

(土・日・祝日)午前8時～午後5時

主な相談内容…①医療機関受診時の注意点、②新型インフルエンザワクチン接種に関すること、③インフルエンザの流行状況についてなど

※相談対応者は医療専門職ではないため、医学的な問い合わせには対応できません。平日の午前8時30分～午後5時の相談については、保健所や市町村へお問い合わせください。